

太陽光発電事業に係る環境配慮の取組みについて

1 はじめに

大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂の流出や濁水の発生、景観への影響等の環境問題が全国で確認されている。

これらの状況に対応するため、環境への配慮や地域との共生を図るため、太陽光発電事業に係る取組みを拡充したので、報告します。

拡充内容

- ・大規模な太陽光発電事業を北九州市環境影響評価条例の対象事業に追加（令和2年4月1日施行）
- ・小規模太陽光発電事業を対象とした「環境配慮ガイドライン」を策定（令和2年4月1日運用開始）

2 北九州市環境影響評価条例の対象化

太陽光発電事業が環境影響評価法の対象事業に追加（令和2年4月1日施行）されたことを踏まえ、北九州市環境影響評価条例（以下「条例」という。）の対象事業に追加。（条例施行規則を一部改正）

対象事業

- ・面積50ヘクタール以上の太陽電池発電所の設置

3 環境配慮ガイドラインの策定

(1) 環境配慮ガイドラインの策定

小規模事業を対象とした環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を参考に、本市の地域の状況に即した実効性のあるガイドラインを策定し、条例の対象とならない小規模事業の事業者による自主的な環境配慮を促す。

(2) 市ガイドラインのポイント

ア 事前協議

本市の再生可能エネルギー導入の包括的窓口である地域エネルギー推進課と環境監視課で連携し、事業者と事前協議を行う。協議では、環境配慮、地域住民への事前説明及び設置基準等について事業者を指導する。

イ 地域の環境情報を活用した環境配慮

環境配慮の必要性を把握するため、自然公園、景観指定地区、レクリエーション施設等の事業予定地周辺の環境情報を掲載。事業者は、環境情報を参照し、環境影響の種類や必要な対策をチェックリスト形式で確認する。

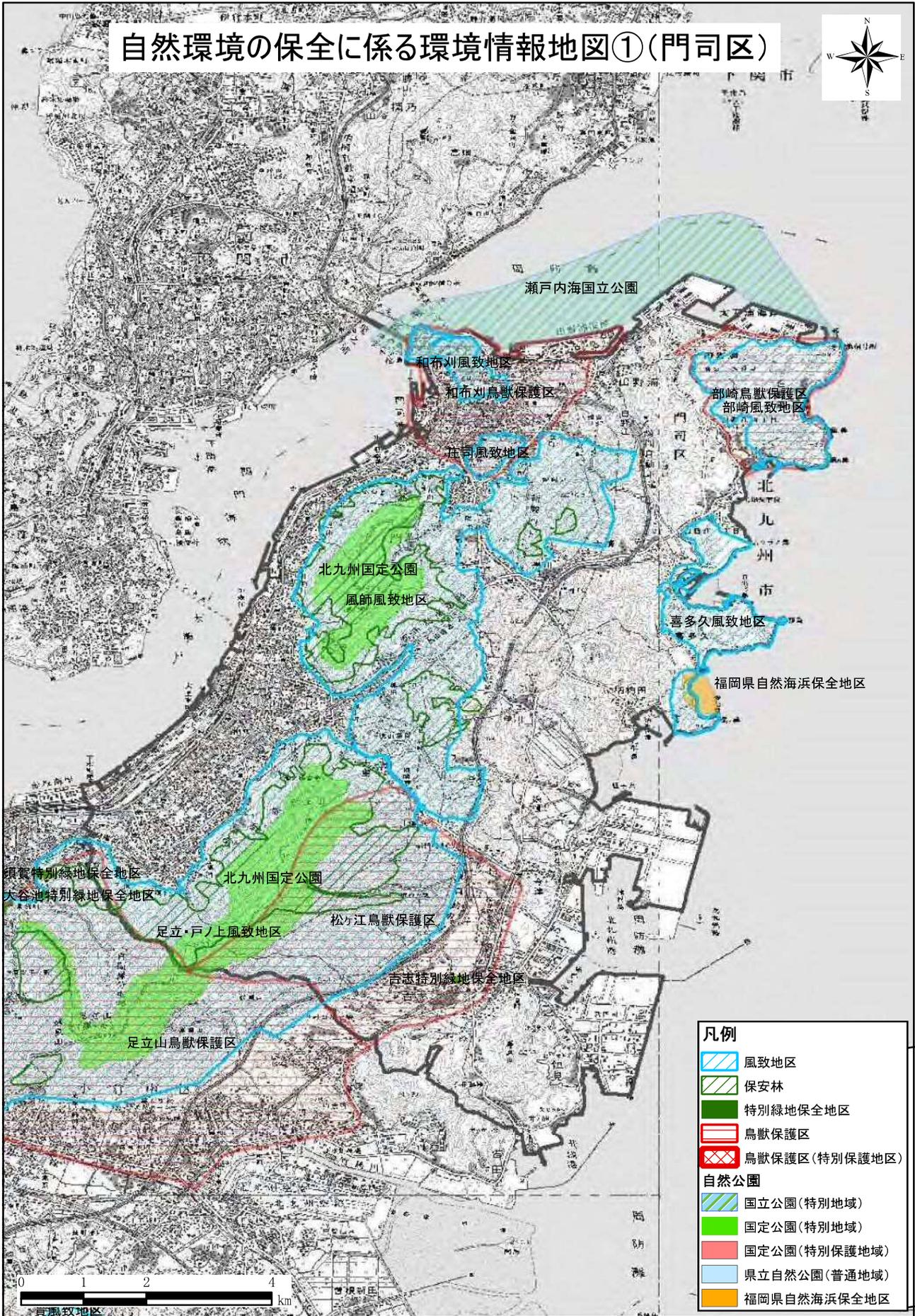
ウ 事業運用開始後の環境保全

事業運用開始後に環境保全上の問題等が発生した場合、事業者に対し、適切な対策の実施及び市への報告・相談を促す。

別表第 1 (第 2 条関係)

事業	要件	
1 条例別 表第 1 号に 掲げる事業	略	
	(5) 事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事業 (発電事業)	ア 出力が 1 万 5,000 キロワット以上である水力発電所の設置の工事業
	イ 出力が 1 万 5,000 キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事業	
	ウ 出力が 7 万 5,000 キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事業	
	エ 出力が 7 万 5,000 キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事業	
	オ 設置に係る区域の面積が 50 ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事業	
	カ 設置に係る区域の面積が 50 ヘクタール以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事業	
	キ 出力が 5,000 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業	
	ク 出力が 5,000 キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業	
略		
略		

自然環境の保全に係る環境情報地図①(門司区)



- 凡例**
- 風致地区
 - 保安林
 - 特別緑地保全地区
 - 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区(特別保護地区)
 - 自然公園**
 - 国立公園(特別地域)
 - 国定公園(特別地域)
 - 国定公園(特別保護地域)
 - 県立自然公園(普通地域)
 - 福岡県自然海浜保全地区



1. 環境配慮に係る地域とのコミュニケーション —円滑に事業を進めるために取り組みましょう—

1.1 地域の実情や必要な手続について、北九州市に確認しましょう（本編 6 ページ）

取組の例	実施したか (○/×)	実施しない場合 その理由
事業計画立案の早期段階で北九州市の担当窓口を訪問し、太陽光発電施設の設置を計画していることを伝える。		
地域の実情を把握するため、太陽光発電施設の設置計画について周知すべき地域住民等の範囲や、地域における環境に関する事項等について、北九州市に相談する。		
各種法令・条例等に基づく規制や指定区域等について、必要な事項を北九州市に確認する。		

1.2 地域住民等に対し、事業計画の説明を行いましょう（本編 9 ページ）

取組の例	実施したか (○/×)	実施しない場合 その理由
詳細な事業内容が決定する前のより早い段階で、地域住民等に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを周知する。		
事前周知や個別訪問等の機会に、必要に応じて、近隣住民、関係区長・自治会長等から、土地や周辺環境の状況についての情報や、計画に関する懸念事項等を聞き取る。		
工事着手前のできる限り早い段階で、北九州市からの助言を踏まえ、適切な範囲の地域住民等に対し、事業の概要や環境配慮の取組等を含めた事業計画の説明を行う。		
事前周知や事業計画の説明等を通じて地域住民等から寄せられた情報や懸念事項に対し、それらを勘案して講じた対策について、回覧板等を通じて地域住民等へ知らせる。		

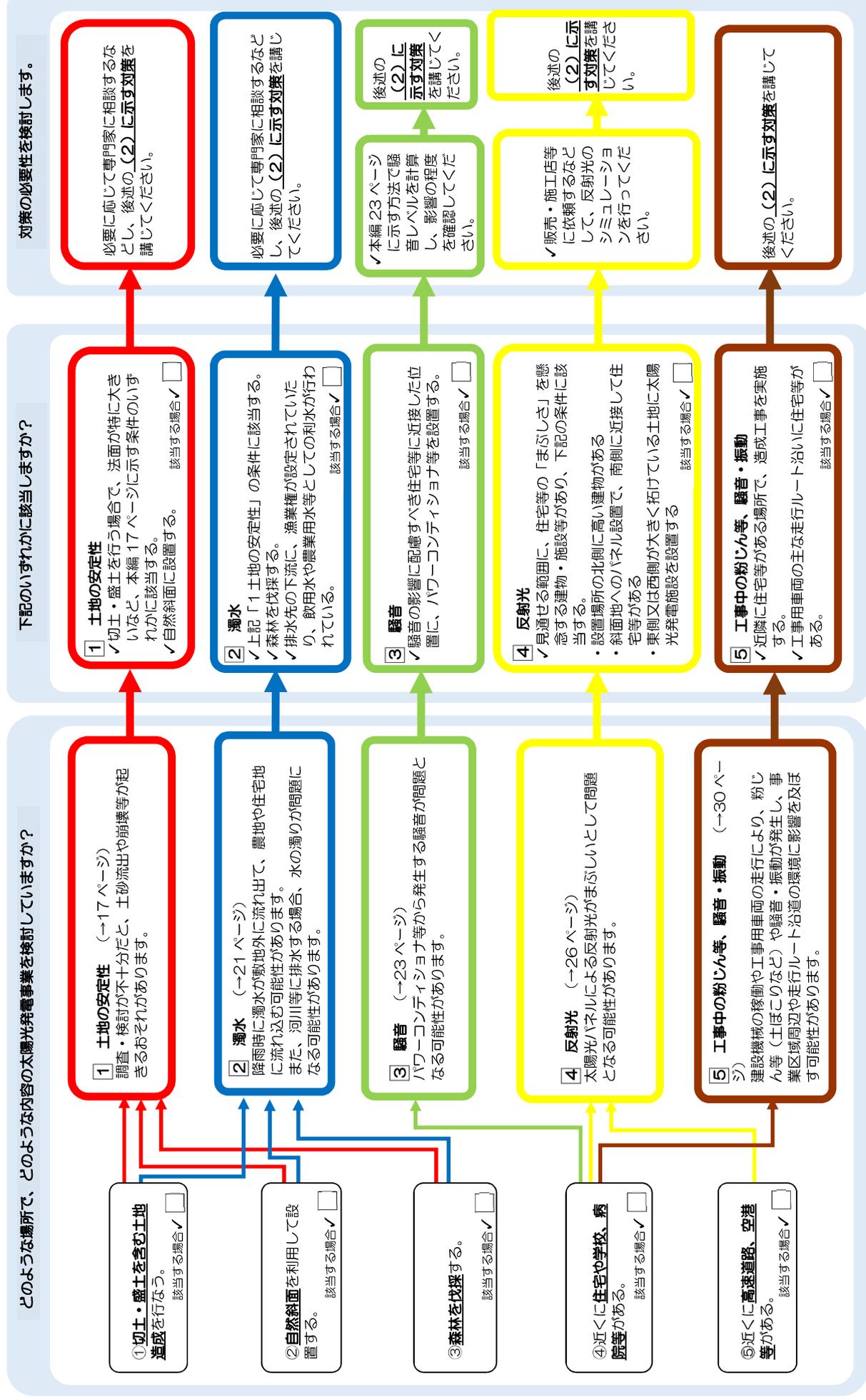
1.3 地域住民等への説明結果等を記録しておきましょう（本編 12 ページ）

取組の例	実施したか (○/×)	実施しない場合 その理由
地域住民等へ説明を行った場合は、その日時、対象地域や対象者、説明を行った場所や説明資料、質疑応答の状況を記録する。		

設計段階の環境配慮のポイント

事業の計画・設計段階で配慮すべき事項と、必要な対策について検討しましょう

2.1 事業の内容、立地場所や周辺環境の条件をもとに、生じる可能性のある環境影響を確認し、対策の必要性を検討しましょう



2. 環境影響が考えられる事項について、必要な対策を実施しましょう

※なお、地域の状況等に応じて、下記に示す例の他にも講ずべき対策が生じた場合には、適切に対応することが必要です。

項目	対策の必要性 (2.1で該当する場合、✓)	対策の例	対策の採用 (○/×)	不採用の場合 その理由
1 土地の安定性		(切土又は盛土を行う場合) 法面の安定性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配や工法を決定する。 洗掘や雨裂による土砂流出を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出防止策を講ずる。排水計画を十分検討する。 工事中の土地の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切な工事時期や工法を検討する。 対策を検討するに当たり、専門家に相談する。		
2 濁水		降雨時に敷地外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水処理方法を検討する。 (排水先下流に漁業権の設定や飲用水等としての利水がある場合) 施工に際して、沈砂池の設置を検討する。 (排水先下流に漁業権の設定や飲用水等としての利水がある場合) 施工に際して、濁水処理施設等(簡易的なフィルター等を有する)の設置を検討する。 工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切な工事時期や工法を検討する。 対策を検討するに当たり、専門家に相談する。		
3 騒音		パワーコンディショナ等の設置場所を調整する。 パワーコンディショナ等に囲いを設ける、住宅等との境界部に壁を設置する等の防音対策を講ずる。		
4 反射光		アレイの向きを調整する。 アレイの配置を調整する。 太陽光の反射を抑えた防眩(ぼうげん)パネルを採用する。 住宅等との境界部にフェンス等を設置する、又は植栽を施す。 同時に多数の建設機械が稼働したり工事用車両が走行したりしないよう、できる限り工事計画を調整する。 強風時の作業を控える、騒音を抑えた工法を採用するなど、作業時期や時間帯、工法について配慮する。 工事用車両の走行は、周辺への影響が比較的小さいルートや時間帯とするとともに、適切な速度で走行するよう徹底する。 造成工事に伴う粉じん等を抑制するため、事業区域内や工事用道路に散水を行うなどの配慮をする。 工事用車両はタイヤ洗浄を行い、粉じんの発生を抑制するとともに、泥で周辺道路等を汚すことのないよう配慮する。 敷地の周囲に仮囲いを設置し、粉じん等や騒音の低減に努める。		
5 工事中の粉じん等、騒音・振動		使用する建設機械は、低騒音・低振動型のもを採用する。 太陽光パネルの設置高さは、周辺景観との調和に配慮したものとす。 周辺景観との調和に配慮してアレイを配置する。		

項目	対策の必要性 (2.1で該当する場合、✓)	対策の例	対策の採用 (○/×)	不採用の場合 その理由
6 景観(続き)		敷地境界部からの距離(バッファゾーン)をとってアレイを配置する。 敷地境界部にフェンスを設置する、又は植栽を施す。 周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備等の色彩とする。 既存の太陽光発電設備がある場合には、既存設備と新設設備を同色系にする。 重要な動植物の生息・生育地の改変面積をできる限り小さくする。 事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、それらの場所への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し踏み荒らしたりしないようにする。 植栽に用いる樹木等は、できる限り在来種とするよう配慮する。 改変される区域以外の生息・生育地へ、移植等を行う。 重要な動物の繁殖期など特に配慮が必要な時期においては、影響を及ぼさないように、できる限り工事の時期を調整する(大きな騒音が生じる工事の回避等)。 対策を検討するに当たり、専門家に相談する。		
7 動物・植物・生態系		自然との触れ合いの活動の場の改変面積をできる限り小さくする。 隣接する自然との触れ合いの活動の場合、造成工事に伴う土ほこり、建設機械や工事用車両による騒音・振動の影響が及ばないよう配慮する。 太陽光発電施設の稼働時において、隣接する自然との触れ合いの活動の場に対して影響を及ぼさないように、適切に維持管理する。 対策の内容		
8 自然との触れ合いの活動の場		上記の他に、採用する対策があれば記載してください。		

3. 施設設置後の環境配慮 一施設設置後の維持管理等も検討しましょう (本編 43 ページ)

取組の例	実施したか (○/×)	実施しない場合 その理由
検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討する。 施設の稼働に伴い、周辺の環境に影響を及ぼす状況が発生したときに、適切な対策を直ちに講ずることができるよう、事業区域内に連絡先を明示する。(FIT 法施行規則において標識の掲示義務有り) 事業終了後については、廃棄物処理法等の関係法令や、既存のガイドライン等を参考に、適切な撤去・処分の実施等を含めた計画を検討する。		